

平成 19 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 伊 藤 園

代 表 者 の

役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 本 庄 八 郎
(コード番号 2593 東証第一部)

問 合 せ 先 専 務 取 締 役 財 務 経 理 本 部 長

渡 辺 實

電 話 番 号 0 3 - 5 3 7 1 - 7 2 0 5

第 1 種優先株式発行並びに第 1 種優先株式売出しに関するお知らせ

平成 19 年 10 月 19 日開催の当社取締役会において、第 1 種優先株式発行並びに第 1 種優先株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は現在、2012 年 4 月期の連結売上高 5,000 億円を目標とする中長期計画を掲げ、「製品市場戦略」「営業基盤の強化」「総コストの削減」「海外展開の本格化」を施策として積極的な事業展開を進めております。

具体的な取り組みとして、『伊藤園』という「総称ブランド」を軸に『お〜いお茶』『タリーズコーヒー』などの「個別ブランド」の強化、ルートセールスを通じた地域密着型の販売促進活動、今後需要の増大が見込まれる飲料用原料茶の原材料調達力の強化及び生産管理体制の整備等による生産コスト削減、北米事業の更なる拡大に向けた取り組み等を推進しております。上記の取り組みを積極的に推進する中、今後については従来以上に資金需要が発生することが見込まれており、今般、第 1 種優先株式の新規発行により、新たな成長資金を調達することを決議いたしました。

第 1 種優先株式の発行については、当社の資金調達手段の多様化並びに投資家の皆様に新たな投資機会を提供すると同時に、上記計画の中長期に渡る遂行に資するものと考えております。

当社といたしましては、今回の新株式の発行による調達資金を成長投資へ振り向け、また経営基盤を充実させることにより、当社の企業価値の向上及び普通株主、優先株主の一層の価値向上につながるものと考えております。

記

1. 公募による第 1 種優先株式発行（一般募集）

(1) 募 集 株 式 の 当 社 第 1 種 優 先 株 式 7,400,000 株
種 類 及 び 数

(2) 払 込 金 額 の 日 本 証 券 業 協 会 の 定 め る 有 価 証 券 の 引 受 け 等 に 関 す る 規 則 第 21 条 に 規 定
決 定 方 法 さ れ る 方 式 に よ り、平 成 19 年 10 月 31 日 (水) から 平 成 19 年 11 月 6 日 (火)
ま だ の 間 の い ず れ か の 日 (以 下 「発 行 価 格 等 決 定 日」 と い う。) に 決 定 す
る。

(3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は、会 社 計 算 規 則 第 37 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資
本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し、計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生
じ た と き は、そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る。増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額
は、資 本 金 等 増 加 限 度 額 から 上 記 の 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す
る。

ご注意: この文書は、当社の第 1 種優先株式発行並びに第 1 種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び新光証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 21 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社第 1 種優先株式の普通取引の終値（当日に当該終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成 19 年 11 月 7 日(水)から平成 19 年 11 月 13 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第 1 種優先株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 本庄八郎に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第 1 種優先株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 第 1 種 優 先 株 式 934,600 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 名 称 売 出 株 式 数
売 出 株 式 数 株 式 会 社 り そ な 銀 行 490,200 株
東 洋 製 罐 株 式 会 社 400,000 株
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行 44,400 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 21 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社第 1 種優先株式の普通取引の終値（当日に当該終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 19 年 11 月 8 日(木)から平成 19 年 11 月 14 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本第 1 種優先株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 本庄八郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の第 1 種優先株式発行並びに第 1 種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第1種優先株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2.を参照のこと。)
- (1) 売 出 株 式 の 当 社 第 1 種 優 先 株 式 1,100,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本第1種優先株式売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
 - (2) 売 出 人 野村証券株式会社
 - (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
 - (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から1,100,000株を上限として借入れる当社第1種優先株式の売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
 - (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (8) 売出価格、その他本第1種優先株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 本庄八郎に一任する。
 - (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
4. 第三者割当による第1種優先株式発行(後記<ご参考>2.を参照のこと。)
- (1) 募 集 株 式 の 当 社 第 1 種 優 先 株 式 1,100,000 株
種 類 及 び 数
 - (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 決 定 方 法 額 と 同 一 と す る 。
 - (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 37 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 上 記 の 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
 - (4) 割 当 先 野村証券株式会社
 - (5) 申 込 期 間 平 成 19 年 12 月 3 日 (月) か ら 平 成 19 年 12 月 10 日 (月) ま で の 間 の い ず れ かの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の翌営業日とする。
(申 込 期 日)
 - (6) 払 込 期 日 平 成 19 年 12 月 4 日 (火) か ら 平 成 19 年 12 月 11 日 (火) ま で の 間 の い ず れ かの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。
 - (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
 - (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による第1種優先株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 本庄八郎に一任する。
 - (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 第1種優先株式の内容について

(1) 第1種優先配当

- ① 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）の剰余金の配当（以下「第1種優先配当」という。）を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記②に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。
- ② 当社は、毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。
- ③ 第1種優先株式発行後、当社が、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。
調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日（以下「併合等効力発生日」という。）から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。
- ④ 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、上記①又は②に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。
- ⑤ 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)④に規定する不足額を支払う。
- ② 当社は、上記①に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記①の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 1単元の株式の数

100株

(4) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(5) 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定

ご注意: この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 併合又は分割、無償割当て等

- ① 当社は、株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。
- ② 当社は、株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。
 - a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
 - b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てする。株式無償割当ては1株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(7) 取得条項

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。
 - a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
 - b 当社の普通株式の株券を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。）が50パーセント超となった場合 当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
- ② 当社は、株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 第1種優先株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による第1種優先株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 第1種優先株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から1,100,000株を上限として借入れる当社第1種優先株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は1,100,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主より借入れた当社第1種優先株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成19年10月19日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社第1種優先株式1,100,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成19年12月4日（火）から平成19年12月11日（火）までの間のいずれかの日（但し、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。）を払込期日（以下「第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前の日

ご注意: この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式（優先株式）発行並びに株式（優先株式）売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社第1種優先株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社第1種優先株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社第1種優先株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社第1種優先株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	普通株式	91,212,380株
(平成19年9月30日現在)	第1種優先株式	26,746,962株
	合計	117,959,342株
(2) 公募増資による増加株式数	第1種優先株式	7,400,000株
(3) 公募増資後の発行済株式総数	普通株式	91,212,380株
	第1種優先株式	34,146,962株
	合計	125,359,342株
(4) 第三者割当増資による増加株式数	第1種優先株式	1,100,000株 (注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	91,212,380株
	第1種優先株式	35,246,962株 (注)
	合計	126,459,342株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による第1種優先株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 17,580,000,000 円については、設備資金に 6,478,000,000 円、コマーシャルペーパー償還資金に 7,645,000,000 円、運転資金に 3,457,000,000 円を充当する予定であります。

設備資金については、生産設備等に 1,000,000,000 円、システム投資に 3,623,000,000 円、ビル購入に 1,855,000,000 円を充当する予定であります。このうち生産設備等につきましては、リーフ製品（パック茶）製造の生産能力増強及び生産コスト低減、ならびに九州地方における中期的な飲料用原料茶の確保に係るものであり、飲料用原料茶の確保に関しては平成 21 年 4 月期及び平成 22 年 4 月期の事業計画を平成 19 年 10 月 19 日の取締役会で決議したことに伴うものであります。システム投資につきましては、生産、営業、管理等全面的な投資となり、生産物流システムの再構築、営業効率の改善、リスク低減を図るものであり、中長期事業計画達成に向けた取組みであります。コマーシャルペーパーはシステム投資 1,477,000,000 円、ビル取得一時金 2,152,000,000 円、フドエックス・グローブ社の株式追加取得資金 4,240,000,000 円に関する支出の影響により発行したものであります。運転資金については、安定的かつ機動的な事業運営を行うために、売上高増加に伴った月商相当額の運転資金を現預金として確保することを見込んでおり、原材料の仕入れや資材の調達等、経常的に発生する事業資金等に充当する予定であります。

なお、平成 19 年 9 月 30 日現在の当社の設備投資計画は以下のとおりとなっております。また、資金調達方法欄については、今回の増資資金を含めて記載しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	事業の種類別 セグメントの名称	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完成予定	完成後の増加 生産能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
(株)伊藤園	静岡相良工場 (静岡県牧之原市)	パック茶 製造機械	茶葉(リーフ)関連事業	500	—	増資資金	平成20年4月～ 平成20年11月	既存機械 の10倍

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

会社名	名称	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	用途	規模	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完成予定	完成後の増 加生産能力
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
(株)伊藤園	神楽坂ビル	東京都 新宿区	全社	関係会社 事務所	地上6階地下3階 延床面積4,654㎡ 土地面積1,022㎡	4,007	2,152	増資資金、自己 資金及び 借入金	平成19年8月～ 平成19年11月	—

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

会社名	名称	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	用途	投資予定額		資金調達方法	着手及び 完成予定	完成後の 増加生産能力
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
(株)伊藤園	情報システム	東京都 渋谷区	全社	経営効率化 内部統制	5,100	1,477	増資資金、自己資 金及び借入金	平成19年2月～ 平成21年4月	在庫管理能力 の向上

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 業績に与える見通し

業績に与える影響はございません。

ご注意: この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

利益配分は、企業の連結業績に応じた利益配分を基本とし、中長期で連結配当性向 40% を目標して配当を行ってまいります。なお、連結配当性向は、普通株式配当金と優先株式配当金の合計金額を連結当期純利益で除して算出いたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保は、企業価値を高めるための投資等に活用し、企業価値の増大、すなわち株主の皆様の投資価値の増大について努め、将来の事業発展を通じて積極的に還元させて頂く所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況（普通株式）

(単 体)	平成17年4月期	平成18年4月期	平成19年4月期
1株当たり当期純利益	206.43円	135.06円	143.25円
1株当たり年間配当金	70円	57円	47円
実績配当性向	33.9%	29.2%	32.8%
自己資本当期純利益率	13.7%	16.1%	15.4%
純資産配当率	4.6%	4.7%	5.0%

(注) 1. 過去3決算期間には第1種優先株式は存在いたしませんので、各数値は、普通株式に関する情報を記載したものであります。

2. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均）で除した数値であります。

3. 純資産配当率は、年間配当金総額を純資産（期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均）で除した数値であります。

4. 平成18年3月1日に1対2の株式分割を行っております。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、平成14年7月29日、平成16年7月28日及び平成17年7月28日の定時株主総会の決議により、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。また、平成18年7月27日の定時株主総会の決議により、会社法第361条第1項の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。上記の各新株予約権方式によるストックオプション制度はいずれも普通株式を交付するものです。第1種優先株式については、潜在株式はありません。なお、今回の増資後の発行済株式総数（普通株式と第1種優先株式の合計数）に対する下記の交付株式残数の比率は0.38%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ストックオプションの付与状況（平成19年10月18日現在）

株主総会の決議	発行取締役会決議	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
平成14年7月29日	平成14年8月23日	80,340株	1,743円	872円	平成16年9月1日 ～平成24年6月30日
平成16年7月28日	平成16年8月27日	346,060株	1円	1円	平成16年9月1日 ～平成46年8月31日
平成16年7月28日	平成16年8月27日	8,320株	1円	1円	平成17年9月1日 ～平成22年8月31日
平成17年7月28日	平成17年8月26日	31,460株	1円	1円	平成18年9月1日 ～平成23年8月31日
平成18年7月27日	平成18年10月26日	12,350株	1円	1円	平成19年9月1日 ～平成24年8月31日
平成18年7月27日	平成18年10月26日	1,300株	1円	1円	平成19年9月1日 ～平成24年8月31日
合計		479,830株			

ご注意: この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

(i)普通株式

	平成17年4月期	平成18年4月期	平成19年4月期	平成20年4月期
始 値	4,660 円	5,110 円 □3,680 円	4,180 円	4,030 円 □2,825 円
高 値	5,520 円	8,610 円 □4,570 円	4,380 円	4,160 円 □2,965 円
安 値	4,310 円	5,090 円 □3,510 円	3,360 円	3,420 円 □2,570 円
終 値	5,150 円	7,450 円 □4,190 円	4,000 円	3,500 円 □2,680 円
株価収益率	22.1 倍	32.0 倍	29.1 倍	—

- (注) 1. 平成18年4月期の株価について、□印は、株式分割による権利落後（平成18年2月23日以降）の株価であります。
2. 平成20年4月期の株価については、平成19年10月18日現在で表示しています。なお、□印は、第1種優先株式の無償割当による権利落後（平成19年8月28日以降）の株価であり、平成19年10月18日現在で表示しています。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。

(ii)第1種優先株式

	平成17年4月期	平成18年4月期	平成19年4月期	平成20年4月期
始 値	—	—	—	2,800 円
高 値	—	—	—	2,850 円
安 値	—	—	—	2,170 円
終 値	—	—	—	2,240 円
株価収益率	—	—	—	—

- (注) 1. 平成19年9月3日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 平成20年4月期の株価については、平成19年10月18日現在で表示しています。

以 上

ご注意: この文書は、当社の第1種優先株式発行並びに第1種優先株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式(優先株式)発行並びに株式(優先株式)売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。